

◎新潟県告示第606号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する指定を受けた医師から、指定を辞退する旨の届出があった。

令和8年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
大塚 博康	内科	長岡保養園	長岡市町田町575番地	令和8年4月9日
相澤 研一	内科	相澤内科医院	上越市昭和町1丁目3-26	令和8年4月17日
松本 好弘	耳鼻咽喉科	三之町病院	三条市本町5-2-30	令和8年4月30日
齋藤 祥二	脳神経外科	三之町病院	三条市本町5-2-30	令和8年5月12日
吉岡 光明	内科	吉岡内科クリニック	上越市高土町1-10-35	令和8年5月26日